

野田市国民健康保険条例施行規則の
一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月17日

野田市長 鈴木 有

野田市規則第60号

野田市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

野田市国民健康保険条例施行規則（昭和34年野田市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第17条第5項中「16,000円」を「12,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の前に出産した被保険者に係る野田市国民健康保険条例施行規則第17条第5項の規定の適用については、なお従前の例による。

（野田市助産及び母子保護の実施に関する規則の一部改正）

- 3 野田市助産及び母子保護の実施に関する規則（平成31年野田市規則第44号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項第2号中「404,000円」を「408,000円」に改める。